

はじめに

この手引は、これから認定又は特例認定を受けようとする特定非営利活動法人（NPO法人）及び既に認定NPO法人を運営している方を対象に、特定非営利活動促進法に基づく認定の基準や諸手続の方法について説明したものです。

第1章では認定制度の概要について、第2章では認定等を受けるための手続等について、第3章では認定後に必要となる諸手続について掲載しています。

この手引に掲載した様式は、県ホームページ【ふじのくにNPO】からダウンロードできます（<https://www.npo-fujinokuni.jp/>）ので、作成に際してはこちらを御利用ください。

また、県では、認定等に関する相談を、ふじのくにNPO活動支援センターで受け付けておりますので、是非御利用ください。

【認定・特例認定取得に関する相談窓口－お問い合わせ先－】

○ふじのくにNPO活動支援センター

〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階

TEL:054-260-7601 FAX:054-260-7603

E-mail:fnc@shizuokafund.org

なお、この手引は静岡県が所轄庁となる法人を対象としています。すべての事務所を静岡市・浜松市のいずれか一市内に置く法人につきましては、それぞれ静岡市、浜松市が所轄庁となりますので、諸手続の方法や提出書類は、各市にご確認ください。

※静岡市・浜松市にのみ事務所をおく法人の問合せ先

静岡市	市民局市民自治推進課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 TEL 054-221-1372 FAX 054-221-1538 E-MAIL: shiminjichi@city.shizuoka.lg.jp
浜松市	市民部市民協働・地域政策課 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 TEL 053-457-2094 FAX 053-457-2750 E-MAIL: shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp